

2008年度勤労者福祉の充実・強化に関する
要 請 書

2008年12月24日

財団法人 鳥取県労働者福祉協議会

財団法人鳥取県労働者福祉協議会要請事項

要請事項	担当課	回答
1. 労働者福祉事業の育成・支援強化について 地域社会の健全良質な労働雇用環境と、安心安全の生活環境づくりをめざす労働者福祉事業の促進にあたって、行政として連携・支援を強化する立場から、（財）鳥取県労働者福祉協議会が行なう、研修、調査研究、広報活動、文化・スポーツ交流事業などに対して、必要な連携と支援助成を継続されたい。	商工労働部 労働政策チーム	引き続き、労働者福祉の増進に資する事業に対して支援を行うとともに、連携の強化に努めていきたい。
2. 地域勤労者の労働・雇用環境の整備・充実について （1）県内の就労環境は、有効倍率の長期低迷や、若者の就業場所を求めているの県外流出など依然厳しい環境にあります。良質な雇用創出は、健全な地域社会の形成と安心できる生活のための必須の条件です。 県内における就業先の確保について、県政としての諸施策を一層強化されたい。	商工労働部 雇用就業支援チーム	鳥取と米子に若者仕事ぶらざを設置し若年の就業支援を行っているところであるが、平成20年中に県の就業支援員を1名ずつ増員し各3名ずつとしたことに加え、平成21年2月には新たにくらし若者仕事ぶらざを開設し、若者の就業支援体制を強化したところである。 また、八頭と境港のふるさとハローワークについても、県の就業支援員を1名ずつ増員し、各2名配置しており、今後も求人開拓、県内就業先及び就職の斡旋に努めていきたい。
（2）県内の中小地場企業における労使関係について、労使間のトラブルを未然に防ぐとともに、個別企業・労働者が直面する労働・雇用問題への助言機能や、労働法制を遵守する労務管理を推進・定着させるために、鳥取県中小企業労働相談所（通称「みなくる」）の機能の充実にに向けた諸施策を引き続き強化・推進されたい。	商工労働部 労働政策チーム	平成20年度から中小企業労働相談所の運営を貴協議会へ委託を行ったところであり、引き続き貴協議会と連携をとりながら労働相談等の支援及び労務管理の指導等の充実を図っていきたい。
（3）勤労者サービスセンターの存続について 鳥取市および米子市に設立している「中小企業勤労者福祉サービスセンター事業」については、2011年度に国の補助金の打ち切りが予定されていることから、両センターの運営にも影響が生じることが懸念されます。 大企業との格差が生じがちな県内地場企業の企業内福祉を補完する諸施策を、一層推進するために、同センターの全県エリア一本化と維持継続のための具体的対応策について、関係機関との連携のもとに県行政として必要な対応策を図られたい。	商工労働部 労働政策チーム	勤労者サービスセンターの会員ニーズもふまえた必要性、負担額と事業とのバランスなどを検討されたうえで、まずは各センターにおいて自主的な運営体制について検討されたい。
3. 勤労者の生活課題の改善について （1）消費者金融の多重債務問題への対応について ① 消費者金融等の多重債務問題は、不安定・低賃金就労の拡がりという今日的雇用状況にも起因する社会問題でもあり、2006年末の改正貸金業法の成立などにより、多重債務問題への取り組みが地方行政面でも進みつつあります。 行政の立場から、関係機関による対策本部の取り組み強化、悪質なヤミ金業者の取締りや身近な相談体制、行政関係部署の連携強化による早期発見体制、相談員の専門性（課題解決のためのコーディネート機能など）の向上、生活資金等に関わる貸付融資制度の広報周知など、消費者金融による多重債務者の被害救済と生活再建を支える対策を一体的に強化されたい。	生活環境部 消費生活センター	・多重債務対策については、平成19年6月に「多重債務・ヤミ金融問題等対策協議会」を設置して、弁護士会など関係機関・団体と連携して被害の未然防止、相談体制の充実等を図ってきている。 ・平成20年度は、多重債務等相談会を隔月から毎月開催に拡充し、12月までの相談強化キャンペーン期間中には県内3地区で土日の特別相談会も開催した。また、スーパー、ホームセンターなどへのポスター掲示も昨年度から引き続き行い、今年度はコンビニエンスストアなど掲示協力店舗を拡大させた。さらに金融機関との連携協力によりATM周辺にリーフレットを配架するなどの取組も行ったところ。 ・相談を受ける職員などの対応力向上についても、税務・福祉関係部局職員への研修及び多重債務相談先進地研修を実施したところ。 ・今後とも多重債務問題に係る関係機関などと連携をとり、被害の救済・生活再建などが図られるよう取り組んでいきたい。 ・また、消費者・生活者の安全・安心の確保に資する地方消費者行政の充実強化のための消費者行政活性化基金を造成することとしており、この基金の活用により市町村相談窓口の開設、充実強化を働きかけることとしている。 ・県としても基金活用により、土日の消費生活相談の実施など相談体制の強化充実に努めていく予定としている。
② 高校生に対する社会人前（消費者）教育など、クレサラ被害の未然防止に向けた取り組みを強化されたい。	教育委員会 高等学校課	高校における消費者教育については、「公民科」の「現代社会」及び「政治経済」、「家庭科」の「家庭総合」及び「家庭基礎」の授業において、生徒が経済や消費生活の課題について認識し、消費者として責任を持った行動をするための学習を行っている。 また、多くの高校では消費生活センターの職員を講師に招いて講演会等を実施したり、高校3年生を対象として全高校に配布される「あなたも消費者」を使って、ホームルーム等で消費者問題の背景と消費者の権利と責任等について具体的な事例を通して理解させ、消費者として責任を持って行動できるよう、高校を卒業するに当たって学習した内容を確認する等の取組をしている。 今後も引き続き、消費生活トラブル及び金融トラブルの未然防止に向けた消費者教育に取り組んでいく。

財団法人鳥取県労働者福祉協議会要請事項

要請事項	担当課	回答
(2) 生活保護行政の適正運用の促進 総ての国民が健康で文化的な生活を営むための最後のセフティーネットである生活保護制度について、国の生活保護基準切り下げの動きに反対し、窓口で申請自体を抑制する所謂「水際作戦」等が生じないよう指導を徹底するとともに、ケースワーカー体制の強化などによる生活保護世帯の就業自立を支援する体制を充実されたい。	福祉保健部 福祉保健課	生活保護の相談に当たっては、相談者の状況を把握した上で、他法他施策の活用等についての適切な助言及び生活保護制度の仕組みについて十分な説明を行い、相談者の申請意思を確認するとともに、申請権の侵害と疑われるような行為は厳に慎むよう指導監査等で徹底している。 また、自立支援プログラム等の活用、ハローワークとの連携による就労支援体制の充実に努めているところであり、今後も引き続きその充実に努めていきたい。
(3) 家計収入による教育格差の是正 家計収入によって子供の教育環境に格差が生じる現状が憂慮されています。 家庭の経済的事情による子どもの教育格差を軽減するために、育英奨学金制度、授業料減免措置、通学費援助など、経済的な就学支援策について充実されたい。	教育委員会 人権教育課	高校に係る奨学金については所得要件（父、母、本人及び弟又は妹の4人世帯の場合で年間世帯所得約800万円以内）を満たしている申請者全員を奨学生に決定しているところ。 従前からおおむね授業料を超える金額を貸与しており、平成15年度からは授業料免除との併用を可能とした。 また、授業料の減免措置については、その事由により全額又は半額免除としているところである。（平成19年度減免率 20.8パーセント 全日制） なお、平成21年度に予定していた授業料等の改正については、県内の厳しい経済状況を勘案して改正を見送った。 今後も引き続き就学支援に努めたい。
(4) 子育て支援施策の強化について 企業における育児休業制度の利用促進や、地域における子育て支援施策など、勤労者家庭の「子育て」支援施策を、地域社会全体の課題として積極的に推進することが必要です。 子育て世帯の経済的支援にあたって「育児休業・介護休業支援制度」や「育児支援ローン」など、行政提携の各種助成制度について広報・周知を促進されたい。	商工労働部 労働政策チーム	労務管理アドバイザーを東中西部に配置し啓発に努めている。また、今年度、ワークライフバランスを推進するため「とっとり仕事と生活の調和推進会議」が設置され、県と労働局が連携して育児・介護休業制度の普及啓発の強化に努めているところであり、育児休業給付金、介護休業給付金など公的な支援制度や相談窓口を紹介するリーフレットを作成し、啓発に努めている。
(5) 後期高齢者医療制度の撤廃 高齢者の医療負担の増加や医療の世代間格差をつくる後期高齢者医療制度については撤廃し、公平負担と持続可能な医療制度となるよう国に働きかけられたい。	福祉保健部 医療指導課	後期高齢者医療制度については、制度設計に多くの課題があり、国に制度の改善要望を5月23日、7月10日、11月21日に行い、また、7月23日に中国四国民生部長会議で行ったところである。 なお、国においては改善要望を受けて、低所得者への保険料の更なる軽減、保険料の口座振替による納付など改善されており、制度の撤廃の要望は考えていないが、将来にわたる安定的な医療保険制度を確保するために、国の責任において、医療保険の一元化を含めて医療保険制度を見直すように国に要望を行った。
(6) 消費者行政の充実と「食の安全」確保について ① 近年、「食」の安全を脅かす事件が相次いでおり、消費者の安全を守ることを第一義とする地方行政が求められています。 食の安全に関わる行政規制や、事件発生時に即応する体制の確立などについて、行政縦割りの弊害を無くし、消費者行政部門が関係行政部門に対しても一元的、統括的にリーダーシップが発揮できる機能強化や、現場力の強化など体制強化を図られたい。 また、住民に身近な市町村相談窓口の充実にむけて、県の支援、指導を強化されたい。	生活環境部 くらしの安心推進課	・県においては、すでに平成15年から食品表示に関わる食品衛生法、JAS法、またその他景品表示法等の所管を一元化しているところ。消費者庁の動向を見ながら必要があれば、組織の見直しについて検討したい。 ・身近な市町村相談窓口の充実については、他県の先進的な取組をされている市町村担当者による研修を開催するなどの取組を行い、働きかけをしているところ。 ・また、消費者・生活者の安全・安心の確保に資する地方消費者行政の充実強化のための消費者行政活性化基金を造成することとしており、この基金の活用により市町村相談窓口の開設、充実強化を働きかけることとしている。 ・県としても基金活用により、土日の消費生活相談の実施など相談体制の強化充実に努めていく予定としている。
② 毎年定められる食品衛生監視指導計画（主に食中毒防止など）にとどまらず、事件、事故への対応を含めた施策の策定や、計画的な食の安全確保について、県条例の制定も含めた総合的な施策を充実されたい。 また、施策の実施にあたっては、行政、事業主の立場のみならず、消費者の立場からの意見が反映されるよう取り組みを強化されたい。	生活環境部 くらしの安心推進課	・食品に関する事件及び事故については、「鳥取県食の安全対応マニュアル（平成16年3月）」を制定し、対応しているところ。 ・計画的な食の安全確保に関しては、「食の安全を推進するための基本方針（平成16年策定）」を現在の食を取り巻く環境変化に対応するため見直しを予定しているところ。 ・県の施策については、「食の安全推進会議」を設置し、生産者、事業者及び消費者の方を委員に委嘱して意見を伺うとともに、来年度から食の安全モニターを新設し、県民による食品衛生、表示のチェック等の強化を図っていく予定。
③ 次代を担う子供たちが、食の自給率の向上や、産地の顔が見え、大切さを実感できる食について考える力を育てることが重要です。 子どもの「食育」を推進のために、家庭、学校、産業部門が連携し、効果的なプログラムが実践できるよう取り組みを強化されたい。	福祉保健部 健康政策課	・平成20年4月に「食のみやことっとり～食育プラン～」を策定し、①健全な食習慣の定着②食に関する正しい知識の習得③食に対する感謝の心を養う④豊かな食文化の継承の4つの重点目標を掲げて、家庭、地域等で食育に関わるあらゆる立場の者が実践する食育推進の指針を示したところ。 ・平成21年1月30日に、家庭、保育所、学校、生産者団体、小売業者等の代表者を委員とした「健康を支える食文化専門会議」を開催し、関係各課も参画して食育プラン等の具体的な推進策について検討した。